

国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業(令和6年度分)業務委託に関する質問書と回答

	設計書等該当箇所	質問内容	回答
1	6 人員体制(1) 指導に従事する者	6 人員体制(1) 指導に従事する者(以下「指導従事者」という)は、次の全ての要件を満たすこと。ア 正規雇用の社員であること。との記載がありますが、必須条件となりますでしょうか？	「ア 正規社員雇用の社員」は必須条件です。
2	仕様書 5業務内容(2)エ/キ	支給品の返信用封筒は「後納郵便」対応の封筒でしょうか？	料金受取人払郵便の封筒を支給いたします。
3	5業務内容(2)オ/カ/キ	かかりつけ医に作成いただいた生活指導確認書は、本人経由で入手するのではなく、かかりつけ医→受託者へ直接返送いただく認識で良いでしょうか。	生活指導確認書はかかりつけ医から受託者へ返送いただきます。
4	5業務内容(2)オ/カ/キ	生活指導確認書の様式や検査値の項目など内容は受託者様式でよろしいでしょうか。それとも貴市指定の様式でしょうか。	生活指導確認書は当市指定の様式を使用します。
5	5業務内容(2)	ア～キを封入封緘する送付用封筒は受託者が作成および準備する認識で良いでしょうか。またその場合、様式に指定はありませんでしょうか。	送付用封筒は角2号封筒を支給いたします。
6	5業務内容(6)	外部の会場とはどのような施設を想定されておりますでしょうか。昨年度使用した会場があればご教示ください。	会議室等、対象者との個別面談が可能な部屋を有する施設を想定しています。 令和5年度の使用会場は以下の通りです。 ・ウイリング横浜 ・スポーツ医科学センター ・波止場会館
7	5業務内容(7)	ICTを活用した面談にて機器や通信環境の準備も受託者が行うとありますが、対象者のスマートフォンやPCを利用するのは不可ということでしょうか。必ず機器を貸し出す必要があるということでしょうか。	対象者がスマートフォン、PCを保有しており、自身の保有する端末を使用して面談を希望される場合には、機器の貸出は不要です。
8	5業務内容(7)	昨年、一昨年の対面とICTの実施割合を教えてください。また、(対面8割、遠隔2割など)	初回面談の対面と遠隔での指導実施割合は以下の通りです。 令和4年度 対面6.5割 遠隔3.5割 令和5年度(令和6年6月末時点) 対面10割
9	5業務内容(8)	報告書を貴市の事前承諾をいただいた上でかかりつけ医へも提出するとありますが、紙媒体で各かかりつけ医へ受託者から発送するという想定でよろしいでしょうか。	かかりつけ医への報告書は、紙媒体を受託者からかかりつけ医宛に送付します。
10	5業務内容(10)	「指導において、かかりつけ医との良好な関係を築き、指導内容について必要があれば報告及び相談を行うこと」とありますが、過去はどのように連携されていたのか教えてください。仕様書5(12)にある会議・カンファレンスなどで報告や指導内容の指示をいただくことを想定されてますでしょうか。	現在までの事業実施の中で、委託業者とかかりつけ医で会議・カンファレンスを行った事例はありません。必要に応じて、依頼する可能性があります。
11	5 委託内容(11)	「対象者及び対象者のかかりつけ医から寄せられる指導に関する問合せについて専門スタッフによる電話対応を行う」とありますが、一時受付を架電専任が対応し、社内引継ぎの上、専門職が架電を行うという方法も可能でしょうか。	問題ありません。
12	5 委託内容(11)	11の電話での問い合わせ対応の時間・日時に指定はありますか(土日夜間も電話対応できることなど)	指定はありません。 問い合わせ可能な時間・日時については、5 委託内容(2)の「A 対象者向け案内文」に記載をお願いします。
13	6 人員体制(2)イ	カンファレンスを行う医師とは、直雇用など条件はありますか	指定はありません。
14	別紙	※「プログラムは12月、3月ごろの年2回に分けて実施する」とありますが、9月から毎月対象者リストをいただき、案内発送・参加勧奨を経て申し込まれた方には順次指導を開始していく認識ですが、この2回に分けて実施するとは何を示しているか教えてください。申し込み後順次開始するのではなく、12月開始・3月開始と2パターン分け、各月に一斉開始するという認識でよろしいでしょうか。	対象者へは12月開始、3月開始の2パターンで案内を行い、各月に一斉にプログラムを開始します。 ただし、対象者から希望等に応じて、別月にプログラムを開始する場合もあります。